

総 行 安 第 10 号
令和 7 年 3 月 28 日

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
（市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市人事主管局長
（公務災害担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公 印 省 略）

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 113 号）が本日付けで公布されました。

改正の概要及び施行期日については下記のとおりですので、その施行に遺漏のないようお願いするとともに、各都道府県総務部（局）長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対しても、この旨を周知いただくようお願いします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本件について情報提供を行っていることを申し添えます。

記

1 改正の概要

地方公務員災害補償法施行令（昭和 42 年政令第 274 号）第 10 条の規定により、公務で外国旅行中の職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和 62 年法律第 93 号）第 2 条に規定する国際緊急援助活動に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合、傷病補償年金、障害補償又は遺族補償について加算措置を講じることとしている。

今般、先遣調査業務（国際緊急援助活動のため国外に職員が派遣されることが見込まれる際、派遣先において活動可能かを把握するため、事前に職員を現地に派遣し行う現地情勢の情報収集や各種調整）に従事する職員について、国際緊急援助活動に従事する職員と同じ地域・環境で勤務する可能性があること等を踏まえ、地方

公務員災害補償法施行令第 10 条を改正し、加算措置の対象となる職務に先遣調査業務を追加するものである。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係

電話：03-5253-5560（直通）

総行安第 11 号
令和 7 年 3 月 28 日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公 印 省 略)

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 113 号）が本日付けで公布されました。

改正の概要及び施行期日については下記のとおりですので、その施行に遺漏のないようお願いします。

記

1 改正の概要

地方公務員災害補償法施行令（昭和 42 年政令第 274 号）第 10 条の規定により、公務で外国旅行中の職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和 62 年法律第 93 号）第 2 条に規定する国際緊急援助活動に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合、傷病補償年金、障害補償又は遺族補償について加算措置を講じることとしている。

今般、先遣調査業務（国際緊急援助活動のため国外に職員が派遣されることが見込まれる際、派遣先において活動可能かを把握するため、事前に職員を現地に派遣し行う現地情勢の情報収集や各種調整）に従事する職員について、国際緊急援助活動に従事する職員と同じ地域・環境で勤務する可能性があること等を踏まえ、地方公務員災害補償法施行令第 10 条を改正し、加算措置の対象となる職務に先遣調査業務を追加するものである。

2 施行期日
令和7年4月1日

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560（直通）

○ 地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第十条 公務で外国旅行中の職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、次に掲げる職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合（法第四十六条の規定が適用される場合を除く。）における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償年金については、法第二十八条の第二項の規定による額、法第二十九条第三項若しくは第四項の規定による額又は法第三十三条第一項の規定による額は、それぞれ当該額に百分の五十（傷病補償年金のうち、第一級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、第一級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五）を乗じて得た額を加算した額とする。 一 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する国際緊急援助活動 二 前号に掲げる職務に従事する職員の派遣が見込まれる地域において行う調整又は情報の収集	第十条 公務で外国旅行中の職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、<u>国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）</u>第二条各号に掲げる活動に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合（法第四十六条の規定が適用される場合を除く。）における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償年金については、法第二十八条の第二項の規定による額、法第二十九条第三項若しくは第四項の規定による額又は法第三十三条第一項の規定による額は、それぞれ当該額に百分の五十（傷病補償年金のうち、第一級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、第一級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五）を乗じて得た額を加算した額とする。 （新設） （新設）

号中「法第五条第二項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十八号）による改正前の法第五条第二項」と、「一般職給与法」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）による改正前の一般職給与法」と、「第三号に係る部分を除く」とあるのは「第一号に係る部分に限る」とする。

2 施行日以後に法第二十七条の三第一項に規定する第二回目の給付金の支給を受けることができる若年定年退職者のうち、その者の退職の翌年の期間の全部又は一部の期間に次の各号に掲げる期間を有する者の当該期間に受けるべき扶養手当の月額合計額については、当該各号に定める規定により計算した額とする。

一 施行日以前の期間 防衛省給与改正法による改正前の法第十二条第一項の規定によりその例によることとされる一般職給与改正法による改正前の一般職給与法第十一条の規定を適用した場合の給与令第二十四条第二号

二 施行日から令和八年三月三十一日までの期間 防衛省給与改正法による改正後の法第十二条第一項の規定によりその例によることとされる一般職給与改正法附則第六条の規定により読み替えられた一般職給与法第十一条の規定を適用した場合の給与令第二十四条第二号

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）
第六条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「新令」を「防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十条、第十条の二、」に改める。

防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百十二号

防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第一項において読み替えて準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第二十条の三及び防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「自衛隊法第八十四条の三第一項の規定による在外邦人等の保護措置若しくは同法第八十四条の四第一項の規定による在外邦人等の輸送、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第二号に規定する後方支援活動若しくは同項第三号に規定する捜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第一項の規定による海賊対

処行動若しくは国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）第三条第二号に規定する協力支援活動若しくは同項第三号に規定する捜索救助活動」を「次に掲げる職務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 自衛隊法第八十二条の規定による海上における警備行動

二 自衛隊法第八十四条の三第一項の規定による在外邦人等の保護措置又は同法第八十四条の四第一項の規定による在外邦人等の輸送

三 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第二号に規定する後方支援活動又は同項第三号に規定する捜索救助活動

四 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動

五 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第一項の規定による海賊対処行動

六 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）第三条第一項第二号に規定する協力支援活動又は同項第三号に規定する捜索救助活動

七 前各号に掲げる職務に従事する職員の派遣が見込まれる区域において行う調整又は情報の収集
第五条第二項第一号中「扶養手当」の下に「、単身赴任手当」を加え、同項第二号中「学生手当」の下に「、単身赴任手当」を加える。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

防衛大臣 中谷 元
内閣総理大臣 石破 茂

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第百十三号

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。
第十条中「国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条各号に掲げる活動」を「次に掲げる職務」に改め、同条に次の各号を加える。

一 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する国際緊急援助活動

二 前号に掲げる職務に従事する職員の派遣が見込まれる地域において行う調整又は情報の収集
附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

総務大臣 村上誠一郎
内閣総理大臣 石破 茂